

1月定例教育委員会会議 議事録

平成31年1月24日
午後3時30分開会
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

原 田 勝 教 育 長
和 泉 慎 次 委 員
福 田 知 弘 委 員

谷口学教育長職務代理者
安 達 友 基 子 委 員

欠席委員

大 谷 佐 知 子 委 員

出席説明員

橋本敏子学校教育部長
大江慶博教育監
植田聡学校教育部次長指導室長兼務
生駒靖子教育政策室長
由上正幸教育センター所長
中井建志指導室参事・指導主事
宮東里花中央図書館長
西田拳典青少年室参事
曾谷俊弘まなびの支援課長代理

木戸誠地域教育部長
道場久明学校教育部次長教育総務室長兼務
落俊哉地域教育部次長
橋本健一保健給食室長
前田隆男青少年室長
小西正晃まなびの支援課長
林野優子地域教育部参事
藤本一久少年自然の家所長

記 録 者

上田祥代教育政策室主幹

1月定例教育委員会会議 議事録

午後3時30分 開会

原田勝教育長

ただ今から1月定例教育委員会会議を開催いたします。

本日、大谷委員は所用により欠席されます。

署名委員に谷口教育長職務代理者を指名いたします。

記録者に上田教育政策室主幹を指名いたします。

本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

生駒靖子教育政策室長

本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者は2名でございます。

原田勝教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。

— 傍聴者入場 —

原田勝教育長

それでは、議事日程に従いまして、日程第1 議案第1号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

曾谷俊弘まなびの支援課長代理

日程第1 議案第1号「吹田市地区公民館長の委嘱について」御説明申し上げます。

本件は、1月31日をもって任期満了となるため、委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、次ページの吹田市地区公民館長被委嘱者名簿を御覧ください。

山三地区公民館の横田忠幸様は、69歳、再任の方で、委嘱期間につきましては、平成31年2月1日から、平成32年3月31日までの1年2か月間でございます。

館長の委嘱期間につきましては、吹田市地区公民館長委嘱要領第4条により、2年以内としております。

また、現在、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、平成32年4月1日から、公民館長の職を会計年度任用職員として任用することを検討していることから、そのような場合にも対応できるように、委嘱期間を平成32年3月末日までとさせていただきます。

今回の被委嘱者は、地区公民館の区域内にお住まいの方でございまして、地区公民館の企画運営委員の皆様からも御推挙いただいております。

今回の委嘱によりまして、地区公民館長の男女別館長数は、男性が17名、女性が12名で変更はございません。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきま

すよう、お願い申し上げます。

原田勝教育長
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第1号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第2 議案第2号「吹田市立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

藤本一久少年自然の家所長

日程第2 議案第2号「吹田市立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきたいと存じます。

本案の提案理由でございますが、滋賀県高島市に設置しております吹田市立少年自然の家につきましては、平成30年11月議会におきまして、青少年をはじめ、幼児から高齢者まで市民誰もが使える生涯学習施設へと、設置目的等を変更するとともに、民間のノウハウを活用するため、指定管理者制度を導入する条例改正を提案し、可決いただいたものでございます。

これを受けまして、吹田市立少年自然の家条例施行規則の一部を改正するものでございます。

以下、改正案の内容につきましては、議案第2号の現行・改正案対照表により御説明申し上げます。

まず、第1条関係は、公布の日等を施行期日とする改正でございます。

第3条、第4条、第6条は、文言の整理を行うものです。

2ページの第7条は、クリーニングの実費として徴収するスリーピングシート使用料について、これまでは屋内用・屋外用ともに一律150円を徴収していましたが、クリーニング代の改定に対応するため、屋内用と屋外用でそれぞれ金額を見直すものです。

第8条、第9条は文言の整理を行うものです。

3ページから4ページにかけての第14条から第17条までにつきましては、指定管理者の指定手続、指定期間等を定めるものでございます。

4ページから5ページにかけての第18条から第22条までにつきましては、指定管理者候補者の選定と指定管理者の評価について審議するための、指定管理者候補者選定委員会の委員の委嘱等について、定めるものでございます。

第23条は、選定委員会の庶務を少年自然の家で担うものとするものです。

次に、6ページからの第2条関係は、平成32年（2020年）4月1日を施行期日とする改正でございます。

題名及び第1条につきましては、条例の題名が改正されることに伴う規定整備でございます。

第2条につきましては、月曜日の休所日を廃止して、休所日を12月29日から翌年の1月3日までの日のみとするものでございます。

改正案第3条につきましては、使用時間を施行規則に定めるものです。
改正案第4条から、8ページの第12条までにつきましては、所要の整備を行うものです。

9ページの改正案第13条から第18条までにつきましては、条項移動等の規定整備でございます。

改正案第19条につきましては、指定管理者に管理業務を行わせる場合の、本規則の適用に必要な読替えについて定めるものでございます。

改正案第20条から、10ページの第27条までにつきましては、条項移動等の規定整備を行うものでございます。

議案書5ページにお戻りいただきたいと存じます。

最後に、附則でございますが、この規則は、平成32年4月1日から施行することといたしております。

ただし、第1条の規定による、指定管理者の指定手続を定める改正等は、公布の日から施行することとし、また、第7条のスリーピングシート使用料を改定する改正につきましては、平成31年4月1日から施行することといたしております。

以上が、提案理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

自然の家は、吹田市の施設ですが、施設自体は高島市に離れています。その指定管理を受ける事業者の選定を行う選定委員会の開催に当たってどのような工夫をされますか。

また、選定委員の人選についてどのように考えていますか。

少年自然の家がどんな施設であるかをまず御覧いただいた上で、指定管理者候補者の選定に関わっていただきたいと思い、第1回目は、施設の視察を兼ねて現地である、滋賀県高島市での開催を予定しています。

選定委員会の委員構成につきましては、大学教授などの学識経験者、社会教育団体の施設の利用者、市内学校の利用もでございますので、学校関係の方、施設所在地である高島市の方、会計の専門の方の5名を予定しております。

当日利用する方は今までシートは一律150円であったのが、屋内用と野外用で値段を変える理由、また4月1日から見直しとなっておりますが、これまでに利用申込みをしている人など、そのあたりの料金について詳しく説明してください。

現状のシート代は、宿泊棟で泊まる場合も、屋外で泊まる場合も、貸出し用のスリーピングシートのクリーニング代として150円を徴収しています。長い間、見積もりで一番安い価格を提示した業者と交渉し、クリーニング代を値上げせず、150円を徴収していましたが、昨今の人件費等の値上がりで、特に輸送コストが掛かるということで、事業者から見直しの依頼がありました。

原田勝教育長
福田知弘委員

西田挙典青少年室参事

谷口学教育長職務代理者

西田挙典青少年室参事

他の事業者にも当たりましたが、この価格が最低であったため、見直しをすることとなりました。

なお、利用者のシーツ代の負担については、4月1日以降に利用の申込みをする人から、新しい使用料を徴収しますので、3月31日までに申込みをされた方については、現行どおり150円となります。

他に、御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第2号「吹田市立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

次に、日程第3 議案第3号「吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則の制定について」から日程第5 議案第5号「吹田市立図書館協議会規則の一部を改正する規則の制定について」までを一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第3 議案第3号「吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則の制定について」、日程第4 議案第4号「吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び日程第5 議案第5号「吹田市立図書館協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を一括して御説明申し上げます。

まず初めに、議案第3号「吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則の制定について」を御説明申し上げます。

本案の提案理由でございますが、吹田市立図書館条例の一部を改正し、健都ライブラリーを設置し、その一部の業務について指定管理者制度を導入すると定めたことにより、同施設の指定管理者に関する事項を定める必要があるため、規則を新規制定するものでございます。

次に規則の内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが議案第3号の議案書2ページ「吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則（案）」を御覧ください。

第1条につきましては、この規則は吹田市立図書館条例に基づき、健都ライブラリーの指定管理者の指定等について定めるものであることを明示するものでございます。

第2条につきましては、指定管理者の指定を受けようとする団体が、教育委員会に提出しなければならない書類について明示し、指定されたときの通知について定めるものでございます。

第3条につきましては、指定管理者の指定の期間を明示し、5年とするものでございます。

第4条につきましては、指定管理者の遵守事項を定めるものでございます。

第5条につきましては、指定管理者の指定の取消し等を行うときについての条件を明示したものでございます。

第6条につきましては、指定管理者が健都ライブラリーの管理を行う場

原田勝教育長
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

林野優子地域教育部参事

合における吹田市立図書館の管理運営に関する規則の読替えについて、定めるものでございます。

第7条から第12条にかけましては、指定管理者候補者選定委員会の委員構成、会議の運営等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

新規制定の規則の内容についての説明は以上となります。

附則でございますが、議案書の4ページを御覧ください。

この規則は、公布の日から施行することといたしております。

ただし、第6条の指定管理者が健都ライブラリーの管理を行う場合における吹田市立図書館の管理運営に関する規則の読替えについての規定は、平成32年11月11日から施行することといたしております。

続きまして、議案第4号「吹田市立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明申し上げます。

本案の提案理由でございますが、吹田市立図書館条例の一部を改正し、健都ライブラリーを設置すると定めたことにより、同施設の開館時間を定める必要があるため、規則の一部を改正するものでございます。

規則改正の内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが議案第4号の「吹田市立図書館の管理運営に関する規則現行・改正案対照表」を御覧ください。

改正案第1条につきましては、吹田市立図書館条例の一部改正に伴い、文言等の整理を行うものでございます。

改正案第2条につきましては、施設名称の記載について整理を行うものでございます。

改正案第3条につきましては、文言等の整理を行いますとともに、健都ライブラリーの開館時間について定めるものでございます。

改正案第5条につきましては、施設名称の記載について整理を行うものでございます。

改正案第6条につきましては、文言等の整理を行いますとともに、「許可なく物品の販売等を行わないこと。」の1号を加えるものでございます。

改正案第7条につきましては、図書館の利用者が、施設や設備等を損傷し、又は亡失したときの届出について定めるものでございます。

先に御説明申し上げました議案第3号の吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則第6条の読替えの規定は、この改正案第7条の届出先について明示するものでございます。

附則でございますが、議案書の2ページを御覧ください。

この規則は、公布の日から施行することといたしております。

ただし、健都ライブラリーの開館時間を定める改正等は、平成32年11月11日から施行することといたしております。

続きまして、議案第5号「吹田市立図書館協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明申し上げます。

本案の提案理由でございますが、吹田市立図書館条例の一部改正に伴い、規則の文言等を整理する必要があるため、規則の一部を改正するものでござ

ございます。

恐れ入りますが、議案第5号の「吹田市立図書館協議会規則現行・改正案対照表」を御覧ください。

改正案第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中の文言等を整理したものでございます。

附則でございますが、この規則は、公布の日から施行することといたしております。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただきまして、議案のとおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

指定管理者候補者選定委員会の委員は具体的にはどのように想定していますか。

選定委員会は、健都ライブラリーと健都レールサイド公園の合同で開催し、1つの指定管理者候補者を選定します。

委員会は、5名で構成する予定であり、同じ5名の委員候補者の方に対し委嘱いたします。

5名の委員の方の内訳は、まずお1人目、学識経験者の方です。候補者としては、社会教育学や図書館情報学を専門とする大学の教職員の方を考えております。

次に、健康増進事業に関し専門的知識若しくは経験を有する者1名としております。候補者としては、国立循環器病研究センターの医師又は公園の健康遊具などの監修を図られた理学療法士の方などです。

3、4人目の方は、図書館その他公園施設の管理運営に関し専門的知識若しくは経験を有する者又はその利用者それぞれ1名です。図書館施設に関する候補者としては、吹田市立図書館協議会の公募委員の方、公園施設に関する候補者としては、公園の指定管理に精通している大阪府職員を考えております。

5人目は、会計に関し専門的知識若しくは経験を有する者ということで、関係団体に推薦依頼を考えております。

先程、2番目に御説明いただいた、吹田市立図書館の管理運営に関する規則に関することなのですが、その第3条で閲覧室の開館時間は、午前10時から午後6時、また、閲覧室以外の施設の開館時間は午前9時から午後9時までとなっているのですが、まず、閲覧室以外の施設とは具体的にどのようなところなのかを伺いたいです。

また、閲覧室以外の施設の開館時間が、午前9時から午後9時までということについて、説明してください。

まず、閲覧室以外の場所というのは、1階はカフェスペース、男女のトイレ、エレベータホールで、2階は多目的室、会議・交流室、トイレ、エレベータホールでございます。新幹線は閲覧室の方に含む予定にしております。

図書館の閲覧室は、既に開館している吹田市立図書館と同様にする予定

原田勝教育長
和泉慎次委員

林野優子地域教育部参事

安達友基子委員

林野優子地域教育部参事

なのですけれども、閲覧室以外の施設に関しましては、健都ライブラリーが公園に併設する施設であることから、市内の体育館などの開館時間を参考としまして、それと同様とすることを考え、午前9時から午後9時までと考えたものでございます。

安達友基子委員

図書館が休館している日も、この時間帯で開館される予定なのかということと、閲覧室の開館時間とずれている間の時間帯の出入りについて、どのようなか教えてください。

林野優子地域教育部参事

休館日については、吹田市内の他の図書館ですけれども、月1回最終木曜日が休館日となるのですが、この日は、施設内の定期的な点検作業等が必要なことから、閲覧室も、閲覧室以外の施設も同一の休館日とすることを考えています。

図書館閉館中の時間帯につきましては、閲覧室と、閲覧室以外の施設を館内のシャッターで区切ることができる仕組みにしており、図書館が閉まる時間になりましたら、シャッターが閉まりまして、向こう側のカフェスペースですとか、多目的室を外から出入りできるよう、工夫を施しております。

原田勝教育長

他に、御意見はございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第3号「吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則の制定について」から、議案第5号「吹田市立図書館協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第6 教育長報告を議題とします。

内容は、「いじめに関する状況報告について（平成30年度2学期末）」です。

事務局の説明を求めます。

中井建志指導室参事・指導主事

教育長報告事項「いじめに関する状況報告について（平成30年度2学期末）」指導室より御報告申し上げます。

議案書の教育長報告事項を御覧ください。

まずは、2学期末に、平成29年度の全国、大阪府のいじめの状況が公表されましたので、1 いじめの認知件数の推移を御覧ください。

表の見方は、各枠内で上段が件数、中段のカッコ内が解消率、下段が千人率です。平成29年度の全国、大阪府は、平成28年度と比較すると小・中学校ともに認知件数が増加しており、特に小学校が大幅に増加しています。

吹田市におきましても小学校で42件、中学校で70件増えており、全国、大阪府と同様に増加傾向でございます。これは、全国、大阪府、吹田市ともに、各校がいじめ防止基本方針に沿って、いじめを積極的に認知し、早期対応を図っているためだと認識しております。

続いて、平成30年度2学期末の状況ですが、2 学期別の推移についてを御覧ください。

本市小学校では、2学期の間で101件の新たないじめを認知し、本年

度合計174件となりました。これは、平成29年度同時期と比べ36件多くなっております。

中学校では、2学期に新たに64件認知し、本年度合計123件となりました。昨年度同時期と比べて、8件減少しております。

全国、府、市ともに、いじめ防止対策推進法の施行や国のいじめの防止のための基本的な方針の改定を受け、いじめの積極的な認知、早期対応が1人1人の教職員に浸透している結果だと考えております。

なお、中学校において認知件数が8件減少しておりますが、これは平成29年度大幅に増加し、既にいじめの積極的認知の意識が高まっており、早期発見、早期解決を目指し取り組んでいる結果であると認識しております。

今後も、教職員がいじめについて高い関心を持ち、解決していく意思を示し続けるよう、引き続き、校長指導連絡会等で指導してまいります。

続いて、いじめの解消率についてですが、1学期に比べて高くなっております。これは、1学期末時点でいじめ対応後3か月を目安とした見守り期間中だったものが、その見守り期間を終了したためでございます。

各学校では、いじめ事案に対して適切に対応し、丁寧な見守りを行っております。今後も見守り期間中だけではなく、見守り期間後も、被害にあった児童生徒に寄り添い、組織的な再発防止に努めるよう、働きかけてまいります。

次に、3 いじめの態様についてですが、1学期同様、小・中学校ともに「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が多く生起しております。また、小学校では、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」の項目が昨年度の同時期に比べ、多く認知されております。

先程お伝えした通り、本年度、本市小学校のいじめ認知件数は増加しておりますが、各校から報告を受けているいじめのほとんどが軽微なものであり、これらの項目の増加については、いじめの積極的な認知が、教職員に浸透している結果だと肯定的に捉えております。

「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。」が、数年前から増加しており、全国的な課題となっておりますが、吹田市では本年度減少傾向です。ネット等でのいじめの未然防止の取組として、各校の生徒指導担当者で構成される生徒指導主事会におきまして、本年度、情報モラル教育の小中一貫カリキュラムを作成中であり、本年度末に完成、次年度から実施する予定でございます。

最後に、4 教育センターにおけるいじめ相談回数についてですが、電話相談、スクールカウンセラーへの相談（中学校）が増えております。改定されたいじめの防止等のための基本的な方針には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいじめの相談・通報の窓口であることを周知する必要がある、と明記されておりますので、平成29年度より、各学校で周知を徹底しておりますが、引き続き相談しやすい環境整備に努

めてまいります。

以上でございます。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

御意見がないようですので、教育長報告を終わります。

原田勝教育長

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、1月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後4時